

有村歯科・口腔外科 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員が働きやすい環境をつくることによってその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年7月1日～令和11年6月30日

2. 目標と取組内容

目標1：妊娠中や出産後の女性職員の健康の確保について、制度の周知や情報提供及び相談体制の整備を行う。

[対策]

令和6年7月～

- ミーティング等を利用し、全ての職員に対して制度に関する周知や情報提供を行う。
- 妊娠中の職員や産休・育休復帰後の職員のための相談体制を整える。

目標2：年次有給休暇の取得日数を一人あたり年間平均7日以上とする。

[対策]

令和6年10月～

- 個人ごとの帳票を作成し、取得状況の実態把握を行う。
- 他の職員に比べて取得日数が少ない職員に対し、取得できない理由のヒアリングを行い、職場全体として取得しやすい環境整備を行う。